

誘致の動きを封じ、脱原発へ

議会への陳情、請願という手法が利用されます。審議に付され、誘致活動が公になった際の反発でもすぐには撤回されません。

これまでの経過から誘致の動きをつぶすためのいくつかの教訓が引き出せます。

(1) 議事が公開されていない議会全員協議会などの場で誘致の検討が行われる場合があります。誘致の動きをいかにつかむかが、まず課題です。

(2) 市町村長や議会が秘密裏に検討を行っていた場合、周りの理解は簡単には得られません。これまで短期間で撤回させることに成功してきました。

(3) (2)を教訓に推進派は草の根型の誘致を目指しています。長崎県新上五島町では町議会議員や建設業関係者らがつくるNPO法人が誘致活動を行っています。原環機構は、交通費、宿泊費全額負担で六ヶ所

村視察旅行に住民を連れ出すなど全面支援に回ります。

(4) 「草の根の誘致」の形を装う場合、署名を添えた

(5) 市町村長の判断ができる応募とはいえ住民や議会の意見を無視してはできません。正しい情報をチラシや学習会で伝え、反対の世論をしつかり作ることが基本です。反対の署名を人口の過半数集めることができれば、大きな力になります。

(6) 議会の多数派をいかに握るかもカギとなります。議員に対する粘り強い説得活動が必要です。

(7) これまでには知事の反対見解の表明が、誘致の動きにストップをかけてきました。地方分権の時代になり知事が市町村長の動きを強制することは出来ませんが、日頃からの都道府県への働きかけが重要です。

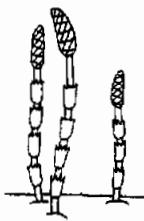
(8) 誘致に動いた市町村の周辺市町村長、議会の反対表明も大きな力になってきました。

(9) 誘致の動きをつぶせた場合、拒否条例を制定でき

れば誘致の再燃を心配する必要もなくなります。これまで十以上の自治体で拒否条例が作られてきました。

(10)

応募の動きが明らかになつてからの反撃では、大きな労力が必要です。高レベル処分場をめぐる不審な動きが続いた岡山県では、申し入れ行動を重ねて全ての市町村から「応募しない」との回答を引き出しています。先手を打つて広範な反対の陣形を築ければ、不審な動きをあぶりだすこともできるはずです。



全国で最初の岡山県湯原町(現真庭市)の拒否条例(合併で失効)

第一条 (目的)

この条例は、放射能の影響から町民のいのちと生活を守り、豊かな自然を生かした地域の発展に資することを目的とする。

第二条 (定義)

この条例において「放射性廃棄物等」とは、原子力発電所から発生する使用済み燃料や、使用済み燃料を再処理する過程で生まれる放射性廃棄物をいう。

第三条 (基本政策)

湯原町は、放射性廃棄物等の最終処分場とそれに関するすべての施設の建設を拒否する。

二 湯原町は、放射性廃棄物等処分のための研究開発施設の建設を拒否する。

三 湯原町は、いかなる場合も放射性廃棄物等の町内持ち込みを拒否する。

第四条 (立場の公表)

湯原町は、第一条の目的達成のため、国及び関係機関に対し、第三条の基本政策を通告して、その立場を明らかにする。(以下略)